

「(仮称)野州市商工業振興基本条例(案)」の骨子について(令和2年4月1日施行予定)

目的

本市の商工業の振興に関する基本理念を定め、商工業に関わる者の役割及び責務を明確化

➡ 商工業の振興を推進し、地域経済の活性化及び市民生活の向上を図る

基本理念

- ・自らの創意工夫及び自主的な経営努力を基本
 - ・経済団体、金融機関、市民及び市と相互に連携並びに協力して総合力を発揮
 - ・地域資源を積極的に活用することにより新たな価値を創出し、地域経済の活性化を促す
- ➡ 若者をはじめ全世代が住み続けたい持続可能なまちづくりに寄与する

基本指針

- ・地域社会が発展し、市民の生活及び文化が豊かになる
- ・地域の各主体が連携し、協働を図る
- ・地域経済の好循環を創出
- ・地域の小規模企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する者をいう。)を中心に経営支援
- ・創業支援を行い、雇用を創出
- ・地域ブランドの創出及び強化を図る

《各主体の役割》

各主体が役割を果たし、相互に連携・協力

事業者の役割

経済団体の役割

金融機関の役割

市民の役割

市の役割及び責務

《基本計画策定と実施、委員会の設置》

商工業振興基本計画

・目標に関する事項・施策に関する事項・その他商工業振興に関する事項

商工業振興基本計画に基づく施策の実施等

各計画との調整・連携を図り、委員会で調査・審議

委員会の設置

・基本計画にかかる事項を調査、審議等をするために委員会を設置

委員会の組織等

・委員会を経て、基本計画を策定

他の条例との整合

・この条例が施策の基本的位置を占めるという認識に基づき、運用にあたり、他の条例との整合を図る

委任

施行に関し必要な事項は、規則で定める